2　基本的施策

(一)　国の施策

(1)　再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実

イ　特性に応じた指導及び支援等

(イ)　国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、犯罪をした者等の特性を踏まえて行うものとした。

(ロ)　国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならないこととした。（第一一条関係）

ロ　就労の支援

国は、犯罪をした者等の就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとした。（第一二条関係）

ハ　非行少年等に対する支援

国は、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院等の関係機関と学校等が連携した指導及び支援、教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとした。（第一三条関係）

(2)　職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援

イ　就業の機会の確保等

国は、協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。(4)の二において同じ。）の受注の機会の増大への配慮、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとした。（第一四条関係）

ロ　住居の確保等

国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとした。（第一五条関係）

ハ　更生保護施設に対する援助

国は、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置等必要な施策を講ずるものとした。（第一六条関係）

ニ　保健医療サービス及び福祉サービスの提供

国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずるものとした。（第一七条関係）

(3)　関係機関における体制の整備

イ　関係機関における体制の整備等

国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、人材の確保等のために必要な施策を講ずるものとした。（第一八条関係）

ロ　再犯防止関係施設の整備

国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。）の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとした。（第一九条関係）

(4)　その他

イ　情報の共有、検証、調査研究の推進等

国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する情報を共有し、施策の実施状況及びその効果を検証し、効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進する等必要な施策を講ずるものとした。（第二〇条関係）

ロ　社会内における適切な指導及び支援

国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとした。（第二一条関係）

ハ　国民の理解の増進及び表彰

(イ)　国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとした。

(ロ)　国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとした。（第二二条関係）

ニ　民間の団体等に対する援助

国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとした。（第二三条関係）

(二)　地方公共団体の施策

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、(一)の施策を講ずるように努めなければならないこととした。（第二四条関係）

3　施行期日等

(一)　検討

国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第一〇五号）（文部科学省）

1　目的

この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。（第二条関係）

(一)　学校

学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいうこと。

(二)　児童生徒

学校教育法第一八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいうこと。

(三)　不登校児童生徒

相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいうこと。

(四)　教育機会の確保等

不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいうこと。